

## 新会社法の概要について

はじめに

会社法制の現代化を意図した新会社法案が今(2005)年6月に成立し、来(06)年春より施行される。新会社法は、近年の社会経済情勢の変化への対応と、過去頻繁な改正により複雑化した法制の調整を目的とした大幅な改正となった。また、その形も商法から切り離され独立法となり、表現もひらがな口語体に変更された。

本稿では新会社法の主要な改正点、および今回新たに認められる合同会社、有限責任事業組合についても触れてみたい。

### 1 主要な改正点

#### (1) 総論、設立

今回の改正の大きな特徴の一つは、株式会社制度の柔軟化、設立手続きの簡素化である。従来最低資本金制度(1千万円以上)が廃止されるとともに、発起設立における払込金保管証明制度が廃止されるなど手続きが緩和された。

また株式会社は、有限会社等の小規模・非公開の会社から上場会社等の大規模・公開会社まで幅広く対応できるように、会社の機関等の規制の柔軟化がはかられた。これにより有限会社法が廃止され(整備法1条)、既存の有限会社は株式会社に組織変更するか、特例有限会社として従前と同様に存続するかの選択ができるようになっていく(整備法2条以下)。

#### (2) 会社の機関

株式会社の機関については、株

主総会と取締役の設置が義務付けられるが、その他の機関については第1表のように、大会社か中小会社か、公開会社かそれ以外の会社か、の二つの基準にもとづき、一定の条件(法326~328条)のもとで選択できることになった。

大会社で公開会社の場合は現行法と変わ

第1表 新会社法における機関設計の概要

	大会社		中小会社	
	公開会社	それ以外	公開会社	それ以外
株主総会				
取締役				
取締役会				
監査役、監査役会、三委員会等	・監査役会または三委員会を置く	・取締役会を設置しない場合は監査役を置く ・取締役会を設置した場合は監査役のみ、または監査役会または三委員会を置く	・監査役のみ、または監査役会または三委員会を置く	・取締役会を設置しない場合は監査役、会計監査役を置くことができる ・取締役会を設置した場合は会計参与または監査役、監査役会または三委員会を置く
会計監査人			・三委員会設置の時以外は任意	・三委員会設置の時以外は任意。但し会計監査人を置いた場合は三委員会設置の場合を除き監査役を置く

資料 筆者作成(本表は制度の概略を簡単まとめたものであり、詳細については新法、解説書等で確認されたい)

- (注)1 は必須、 は任意を示す。  
 2 「公開会社」は株式の取得について当該会社の承認を必要としない株式会社。  
 3 「大会社」は資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社。  
 4 「三委員会」とは02年の商法改正で新たに導入された委員会等設置会社のこと、指名、報酬、監査の三委員会が執行役の候補者指名、監査等を行う。



らないが、それ以外の会社は機関の柔軟化が図られている。有限会社法を廃止したことによる調整で、取締役会を置かない会社では、取締役の員数を1名でもよいとし、取締役の一部責任免除制度を設けている(法326条1項, 425~427条)。

会計参与は中小会社の計算の適正化を図るために新たに設けられた機関で、計算書類の作成、保管等を行う。会計参与は中小会社に限らず任意に設置することができ、その資格は公認会計士、税理士に限られる。

### (3) その他

計算関係については、剰余金配当をいつでも株主総会の決議により実施できるようになり、資本金、準備金の増減も同様に対応できることになった(法454条, 447~452条)。

現会社法の規程は農協法でも多く準用されており、今回改正は農協法への影響も大きい。今後農協法も改正が予定されている(整備法349条)。

## 2 合同会社、有限責任事業組合

新会社法では、新たな会社組織として「合同会社」(日本版LLC)が認められる。また今年4月成立した有限責任事業組合契約法にもとづき「有限責任事業組合」(日本版LLP)<sup>(注)</sup>の設立が認められている。米国、欧州では既にLLC, LLPの活用が進んでおり、ノウハウのある人材が集まって事業を展開する人材集約型の産業分野(ソフトウェアなどの情報産業、投資顧問、投資銀行などの金融産業、事業再生コンサルタントなどの経営支援サービス産業、共同研究開発事業など)で活用されている。

「合同会社」は、社員(出資者)の有限責任を確保しつつ、会社の内部関係は組合的規律が適用され、社員は原則業務執行権

を有し、定款の変更や会社のあり方、利益の配分等は全員の合意のもとで自由に決定できる。

「有限責任事業組合」も有限責任、内部関係の組合的規律は同様であるが法人格がない。そのため合同会社には法人税が課せられるのに対し、有限責任事業組合は課税されず出資者に直接課税される。

合同会社は安定収益型のビジネス、有限責任事業組合はハイリスク・ハイリターン・のジョイントベンチャーに向いていると言われる。

(注)有限責任事業組合契約法の施行は今年(05)年8月。

### おわりに

合同会社、有限責任事業組合とも今後様々な産業分野で活用が広まるものと思われる。

農林水産省では、有限会社法が廃止されることを受け、有限会社が多い現行の農業生産法人を非公開の株式会社へ誘導するとともに、合同会社を新しい受け皿と考えている。また、集落営農の担い手となる組織として、合同会社とともに有限責任事業組合の活用を検討している。

今回の会社法の改正は多岐にわたることから、農協の各事業に及ぼす影響は大きいと思われる。農協にとっても新会社法の理解は重要である。また、合同会社、有限責任事業組合についても農協の新たな事業戦略を展開する上で、様々な活用ができるのではなかろうか。

### <参考文献>

- ・秋坂朝則(2005)「会社法制の現代化の概要上,下」『JA金融法務』5,6月号
- ・受川環大(2005)『新会社法入門』泉文堂

(主席研究員 本田敏裕・ほんだとしひろ)